

## 第4回市民会議議事概要

(平成27年7月6日 午前10時30分—12時)

第二回市民会議に引き続き、市民会議のテーマが「法テラス」(\*1)であることから、今回の市民会議は法テラス神奈川地方事務所にて開催された。冒頭約30分、法テラス神奈川の上村事務局長より法テラス事務局の業務について説明を受け、相談室等の見学を行った。

なお、会議には、オブザーバーとして小野毅法テラス前副所長、大谷豊日本司法支援センター対策委員会委員長、佐藤昌樹法テラス副所長が出席した。

### 第1 竹森裕子会長挨拶

皆様おはようございます。4月1日に会長に就任しました竹森裕子でございます。宜しくお願い致します。

本日は、足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

今回のテーマは、法テラスと司法ソーシャルワーク(\*2)に関する問題ということで、皆様からいろいろなご意見を頂戴したいと思います。

### 第2 議長、副議長の選任

正副議長の任期満了に伴い、正副議長の改選が行われ、市民委員の互選により議長に池田龍彦氏、副議長に佐藤奇平氏がいずれも再任された。

### 第3 議事 法テラス

#### 1 小野毅法テラス前副所長からの問題提起、概略説明の要旨

##### (1) 法テラスの情報提供業務について

法テラスは、業務の一環として、利用者からの問い合わせ内容に応じて様々なQ&Aを用意しているほか、法制度に関する情報と、相談機関・団体（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する情報提供業務を行っており、過去10年間にわたるこれらの蓄積をホームページで公開している。

自治体等の窓口業務にも有用と思われるので、参考にさせていただきたい。

##### (2) 司法ソーシャルワークと弁護士会・法テラスについて

これまでも地域包括支援センター(\*3)、社会福祉協議会、民生委員、自治体等との個別のつながりは構築されていたが、法テラス、弁護士会を含む横の連携はあまり図られていなかった。

今後は、個別の事案について、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、自治体等と法テラス、弁護士会が連携し、対応できる体制を構築することが目

標である。例として、ケースワーカー会議に弁護士が参加するということも考えられる。

総合法律支援法の改正案では、民事法律扶助の対象を資力の乏しい人だけではなく、認知機能が不十分な高齢者、障害者にも拡張してゆくことが検討されており、司法ソーシャルネットワークを通して、当事者に必要な援助を提供できるようになることが目指されている。

ネットワークを現場レベルで構築することで、当事者の抱える問題を的確に把握することができるようになるかと考えるが、これは、高齢者の抱える法的問題の解決のみならず、生活困窮者の自立支援に伴う法的問題の解決、犯罪を犯した障害者等の更生保護等にもあてはまる。

### (3) 法テラス、弁護士会の試み

現在、法テラスでは、地方協議会、業務説明会を通じた諸団体との連携強化、法テラスの日（４月１０日）の資力を問わない福祉事務所等での無料相談会、出張相談を行っている。

また、横浜弁護士会では、派遣相談、出張相談会、自治体、各種団体へのアドバイザー派遣、担当者紹介、協定精神病院での定期的相談会を実施している。

他会、他の法テラス地方事務所の試みとしては、法テラス東京、福岡が特定の自治体と協定を締結して、スタッフ弁護士(\*4)を中心とした司法ソーシャルワークを開始しており、大阪弁護士会、新潟県弁護士会では、弁護士会が主体となり自治体と連携している。

## 2 意見交換の概要

篠原委員：神奈川県社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、「かながわライフサポート事業」(\*5)の一環として、要支援者らからの相談を受けているが、件数は年間約８００件にのぼる。この事業において、関係団体との連携は非常に大切だと感じている。

塚原委員：先ほど小野会員から説明のあった、法テラス、弁護士会を含む司法ソーシャルワークの構築に当たって障害となっているのは何か。

小野会員：活動の資金である。大阪弁護士会のように、最初は弁護士がボランティアで関与するという方法もあるが、継続的な活動のためには資金面の手当てが必要である。地区社協に顧問弁護士を置いてもらうようなイメージである。総合法律支援法制定の際にも提案してきたことだが、法律相談ではないので支援の対象にならないとされてしまった。

吉田委員：市にフルタイムの職員として弁護士に入ってもらえるのはどうか。

小野会員：大変ありがたいご提案だが、できれば非常勤でもよいので複数の弁護士を採用してもらいたい。その場合、その弁護士が債務整理等の個々の事案を担当することはできないので、弁護士会、法テラスを始め、司法ソーシャルワ

ークの連携が重要になるだろう。

池田議長：篠原委員のおっしゃった社協における年間800件の相談はどのようなものか。

篠原委員：相談の約半数は相談のみで解決する。相談の内容は、家賃の支払いができない、水道光熱費が支払えないなどがある。社協の相談では、相談者のもとに出向き、その日のうちに解決を図るようにしており、現物支給を原則としつつ柔軟に対応している。行政では、相談のあったその日に即刻解決するというのは難しいだろう。

法テラス、弁護士会と社協は、あまり連携がとれていないと感じている。弁護士に相談をすることは、ハードルが高いので、法テラス、弁護士会の方から積極的に情報を発信することが求められるのではないか。

吉田委員：「ソーシャルワーク」には、子どもの問題、例えば児童虐待や学校現場のいじめといった問題も対象となるか。

小野会員：高齢者問題に限られるものではない。現に、子どもの問題では弁護士会が各児童相談所に担当の弁護士を割り当てている。また、消費者問題については、弁護士会の担当弁護士が、消費生活相談員からの相談を20年ほど受けている。これらの分野では、既にネットワークが構築できていると考えている。

池田議長：前々回（第2回）の市民会議にて議論されたように、神奈川では法テラスにスタッフ弁護士を置いていない点について、他の置いている法テラスとの違いはどのようになっているか。

小野会員：東京、福岡では、法テラスのスタッフ弁護士が司法ソーシャルワークを担っており、大阪は一年目は弁護士のボランティアによって運用しており、新潟は弁護士会が担当の弁護士に費用を支出している。

篠原委員：そのような取り組みは全国に普及すると考えられるか。

小野委員：全国に普及すると思う。

木村委員長：司法ソーシャルワークの一環として、ケースワーカーのケース会議に弁護士を派遣することも有益だと考えるが、法律相談そのものではないので、法テラスとしては費用が出せないという問題がある。しかし、ケースワーカーからの法律相談という面もあることから、法律相談の一環として支援対象の事業に取り込んでゆこうという議論もあるものの、現在の規定では難しい。

池田議長：司法ソーシャルワークの構築に資金が障害になるということであれば、その点を解決できるような整備をしていただきたい。

佐藤副議長：資金については、国が一律に負担するという事も考えられるが、それを待っていては動かないことも考えられるので、自治体から始めるというのはいかがでしょうか。

吉田委員：横須賀市では現場のニーズは高い。弁護士の職域を広げるという意味も含め、横須賀市では、弁護士を任期付職員として採用することの検討をはじめた。以前、公認会計士を任期付職員として採用し、任期満了後もその公認会計士に業務委託をしている。これは、公認会計士協会や会計事務所との連携という趣旨ではないが。

池田議長：弁護士の人数が増えていることもあり、職域を拡大していく必要がある。現在、自治体に採用されている弁護士はどの程度いるのか。

竹森会長：把握している限り、県内企業には18名の弁護士が勤務しているが、自治体の実績はあまりない。会名変更の挨拶を兼ねた自治体訪問の際にも、弁護士の採用を働きかけてゆきたい。

篠原委員：一般の人にとって、弁護士に依頼するのは、費用の面でハードルが高い。したがって、弁護士の方から宣伝が必要だと考える。また、ほんの一部でも不祥事を起こす弁護士があると、弁護士全体の信用にも影響するので、イメージの向上も図る必要がある。広告会社に依頼し、広報について助言を受けることも有益であると思う。

佐藤（正）副会長：当番弁護士の制度は、最初は手弁当で始まったが、現在は弁護士会から担当弁護士に費用が支出されている。私個人の意見だが、司法ソーシャルワークについても、最初はボランティアで導入するという方法もあると考えている。

小野会員：DV問題、犯罪被害者問題についても、現場レベルでのネットワークが良く構築されている。この実績により、弁護士会からも費用が支出されるようになり、相談者は無料相談を受けられ、弁護士には相談料が支払われるようになった。司法ソーシャルワークの構築も、実績を積み重ね、無理のない形で実現してゆきたい。そのために、法テラスのスタッフ弁護士が司法ソーシャルワークに関わってゆくことも一つの方法であると考えている。

池田議長：しかし、スタッフ弁護士の人数は、全国でも二百数十名程度と聞いており、この人数で対応が可能か。

大谷会員：スタッフ弁護士は増えても300人程度だろう。マンパワーが足りないと考えている。各自治体でネットワークを構築するにあたり、法律相談になる以前の問題を誰が手弁当で担当するのか、誰が各機関とのパイプになるのかという問題がある。スタッフ弁護士が300人程度しかいないのであれば、我々弁護士が積極的にネットワーク構築に関わってゆかなければならない。

池田議長：個別の事案について、地域包括支援センター、社協、民生委員、自治体等と法テラス、弁護士会が連携し、対応できる体制を構築することについて、反対はないと思うが、では、誰がイニシアチブを取るかという問題が出てくる。

小野会員：司法の分野を除けば、地域包括支援センターが中心的な役割を担っていると思う。既に、地域包括支援センター、社協、民生委員、自治体等ではネットワークができていますが、そこに法テラス、弁護士会という司法の観点を入れたいと考えている。司法の観点が入っていないことで、法的解決を要する問題が埋もれてしまっているのではないか。

池田議長：司法の分野で中心的に関わってゆく役割を法テラスのスタッフ弁護士が担うことになるか。

小野会員：法テラスでは、地域包括支援センターの担当者や、民生委員に対して業務説明を実施し、法テラスとして何ができて何ができないかを説明している。説明を受けた現場担当者に対し、法テラスに行けば、とりあえず相談を受けてもらえるということは伝えられる。しかし、弁護士会は、相談の案内はしても、費用がなければ受任してもらえないという問題がある。

木村委員長：法テラス神奈川では、毎年様々なテーマを設け、関係諸機関の担当者80名～100名程度の参加を得て地方協議会を開催している。これもネットワーク構築に貢献していると考えます。

篠原委員：法テラス、弁護士会の中で、誰が中心となって動くのかをはっきりと決めておかなければ、計画だけで終わってしまう。地域包括支援センターが窓口が大きいということであれば、そこのチャンネルを作ることが必要である。社協は、地域包括支援センターとも連携を図れている。

小野会員：法テラス神奈川には、司法ソーシャルワークに関心の高い職員がおり、現在はその職員が対応しているが、その職員が転勤した場合にも対応できるようにしなければならないと考えている。

池田議長：司法ソーシャルワーク構築のために、資金をどのように調達するかが問題であるが、何とか捻りださなければならない。

小野会員：例えば、横須賀市全体で始めるとなると、予算を組まなければならないが、市内の一地域に絞って始めるということであれば、手弁当で協力する弁護士には事欠かないと考えている。

池田議長：弁護士のプロボノとして重要であるが、ボランティアにばかり負担をかけるわけにもゆかない。各分野の委員は、今回のテーマについてどのように考えるか。

早川委員：司法ソーシャルワークには医師も重要な役割を担っていると思う。

金井委員：司法ソーシャルワークの構築には、誰が音頭をとるかということも重要である。労働組合は、行政にいろいろと要請するが、組合としてこうやるので、行政はこうしてください、ということが必要である。動き出そうと思ったところから動かないといけない時代になっている。組合としても、自分たちがやらないといけないという意味を持って活動しているので、法テラス、弁護

士会も自治体が動くのを待つのではなく、積極的に動き出すことが求められていると考える。

佐藤（昌）会員：司法ソーシャルワークを構築する前提として、難しいと思うが、個人と個人の顔の見える関係を築くが必要になると考える。総合法律支援法の改正により、どのように制度が変わるのかは、まだ見えていないところもあるが、神奈川ではスタッフ弁護士がいない状況でどのようにネットワークに関わってゆけるか、検討してゆきたい。

池田議長：法テラスの現場を見て、たくさんの職員が業務に携わっており、組織としてもしっかりとしているという印象を受けた。今後、弁護士会とも一体となって司法ソーシャルワークが前に進んでゆくことを期待している。

#### 第4 会名変更の報告

佐藤正幸副会長より、5月25日の通常総会にて来年4月1日より、会名が「神奈川県弁護士会」に変更されることが報告され、現在、会名変更に伴い必要となる業務の洗い出しを行っているところであると説明された。

#### 第5 次回市民会議

次回は、平成27年10月ころを目標に日程は追って調整する。

#### 第6 木村良二委員長閉会挨拶

本日はご多忙の中、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

司法ソーシャルワークに関しては、今回が2回目でもあり、小野会員のわかり易いレジメの効果もあって、かなり議論が整理できたように思います。また、法テラスは何ができるのか、何をなすべきかとの厳しい問いかけもいただきましたが、我々はこれらにきちんとかたえられるよう検討を重ねてまいる所存です。

また、会名変更に関しては、その経緯から予算の点など大変苦しい立場に立たされた観のある横浜弁護士会執行部から、担当副会長も決め、粛々と諸作業を完遂するとの力強い報告がありました。広報推進委員会としては、この百数十年振りの会名変更を一大イベントととらえ、弁護士・弁護士会の周知度・プレゼンスを高める攻めの広報につなげるべく検討中ですので、皆様からのご意見いただければ幸いです。